

改正	2003年2月1日	2003年2月22日
	2003年3月29日	2005年3月26日
	2006年1月1日	2007年3月31日
	2008年3月29日	2009年3月28日
	2012年2月16日	2015年3月20日
	2017年2月16日	2024年3月30日

(目的)

第1条 この規程は、同志社大学（以下「本学」という。）の教職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図るとともに、社会への還元と活用を通じて社会に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、発明の創出、実用新案の考案、意匠の創作、回路配置の創作、植物新品種の育成、プログラムの著作、データベースの著作及びノウハウの創出をいう。
- (2) 「職務発明」とは、教職員が行った発明等（ただし、プログラム及びデータベースの著作を除く。）であって、その内容が本学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における教職員の現在又は過去の職務に属する発明をいう。
- (3) 「発明者」とは、発明等をなした本学の教職員をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法第19条に規定する育成者権

イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する著作権

ウ ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、知的財産センター所長（以下「所長」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

- (5) この規程の対象となる「教職員」とは、次に定める者をいう。

ア 本学の専任教職員

イ 任用にあたって発明等につき契約がなされている者

ウ その他所長が認めた者

(権利の帰属)

第3条 学校法人同志社（以下「同志社」という。）は、職務発明にかかわる知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、その権利を発明者に帰属させることができる。

2 教職員が本学の発意に基づきその職務上プログラムの著作物を作成した場合には、同志社が当該著作物の著作者となる。

3 教職員が本学の発意に基づきその職務上作成するデータベースの著作物で、同志社が自己の著作の名義の下に公表する場合には、同志社が当該著作物の著作者となる。

(届出等)

第4条 教職員が職務発明をなした場合、前条第2項若しくは第3項に規定する著作物を作成した場合又は職務発明以外の発明等の権利を同志社に譲渡することを希望する場合は、その内容及び権利譲渡に関する内容を記載した書面を所長に届け出た後、この規程及びあらかじめ締結した契約に基づき、その後の手続をしなければならない。

2 前項の発明等の届出は、別に定める様式に従って行うものとする。

(学生等のなした発明等)

第5条 本学の大学院学生、学部学生、研修生及び研修員（以下「学生等」という。）が発明等をなした場合であって、当該学生等が当該発明等に関する権利の譲渡を本学に申し出たときには、同志社は、これを承継することができる。このとき、当該学生等については、教職員に準じてこの規程を適用する。

(発明委員会)

第6条 本学は、発明等の取扱いを円滑に行うために発明委員会を設ける。

2 発明委員会は、第4条第1項の届出による発明等の権利の帰属に関する事項並びに発明等の権利の取得、維持・放棄及び第三者への実施許諾・譲渡等に関する必要な事項を審議する。

3 所長は、前項の審議結果を学長及び所属長に報告の後、発明者に通知する。

4 発明委員会の構成、権限等については、別に定める。

(不服の申立て)

第7条 教職員は、第6条第2項による審議結果に不服がある場合は、通知を受けた日から2週間以内に所長に対し、不服を申し立てることができる。

2 前項の不服の申立てがあったときには、発明委員会は不服申立ての可否を審議する。

3 所長は、前項の審議結果について、前条第3項の手続をとる。

(権利の承継等)

第8条 同志社は、第6条の手続を経て発明等に関する権利の全部又は一部の承継を決定したときは、これを所有するものとする。

2 本学は、前項により承継された発明等に関する権利に基づき、速やかに知的財産権を取得するための手続をしなければならない。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。

3 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、本学と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。

4 発明者は、同志社が承継する発明等に関する権利についての譲渡証を、知的財産センターに提出しなければならない。

5 本学が発明等に関する権利を承継しないと決定したときは、当該発明等に関する権利は、当該発明者に帰属するものとする。

6 本学は、同志社に譲渡された発明等に基づく知的財産権を放棄又は消滅させようとする場合には、法令、契約等による定めがあるときを除き、当該発明の発明者からの申し出に基づき、その権利を発明者へ返還することができる。

7 本学は、所属長への報告及び発明者への通知の後、承継した知的財産権を受ける権利の全部又は一部を、「知的財産権付与の支援」を行う適切な事業団又は技術移転会社に譲渡することができる。

8 本学は、承継された発明等の社会における活用のための実施許諾・譲渡等に関する業務を、技術移転事業体に委託することができる。

(発明者の自己実施権の放棄)

第9条 同志社と発明者が共有する知的財産権が、学外との受託研究等の成果であって、発明者と受託研究等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、研究活動に使用するときを除いて、当該知的財産権に係る自己実施権及び許諾権を放棄するものとする。

(権利譲渡への対価の支払)

第10条 本学は、以下の場合、発明者に対して、別に定める対価を支払うものとする。

(1) 第8条の規定により知的財産権（プログラム及びデータベースの著作物に関する著作権並びにノウハウを除く。）を受ける権利又は知的財産権の譲渡を受けた場合

(2) 第8条の規定により譲渡された知的財産権を受ける権利による知的財産権が付与された場合

(3) 本学所有の知的財産権をもとに本学が適切なる利益を受けた場合

(守秘義務)

第11条 本学及び発明者は、当該発明等を保護する観点から、特許公開されるまでに第三者に公表しないように努める。

(退職後等の取扱い)

第12条 発明者が退職等した場合においても、第10条各号の権利譲渡に伴う対価の支払を受けること

ができる。

2 前項の規定にかかわらず、自己の住所等連絡先情報に変更があったことを通知しなかった場合には、その限りではないものとする。

(事務局)

第13条 この規程に関する事務は、研究開発推進機構研究開発推進課が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

本学は、第10条に基づき、発明者に対して、以下の対価を支払う。

- (1) 知的財産権（プログラム及びデータベースの著作物に関する著作権並びにノウハウを除く。）を受ける権利の譲渡を受けた場合、1件につき10,000円
- (2) 譲渡された知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与された場合、1件につき20,000円
- (3) 本学所有の知的財産権をもとに本学が適切なる利益を受けた場合、その収入の50%、ただし、技術移転業務委託先等との契約により支払うべき費用が発生したときには、その金額を差し引いた額の50%とする。また、発明者の申請に基づいて、対価の支払については研究費に替えることができる。